



犯罪対策

～社会安全政策入門～

第4回

新しい犯罪対策の進展 ～我が国の取組み～

警察大学校警察政策研究センター所長 田中法昌

- 前回までに新しい犯罪対策、すなわち、
- ・「被害者を出さないこと」を目的として
 - ・犯罪の起こる社会環境を対象にした
 - ・官民が協働して実施する

対策が、なぜ英米で発達したのかを説明してきました。今回は、この新しい犯罪対策(図1参照)がどのように我が国で実行されてきたのかをみてみましょう。

新しい犯罪対策の基本

- ・**予防を重視**
～犯罪類型に応じ、発生原因へ具体的に対策
⇒鍵、CPTED、防犯カメラ、捜査
- ・**地域主導、多機関連携**
～多様な公・私の機関が協働
⇒パトロール、見守り
- ・**国際標準との整合性**
⇒TOC条約、サイバー犯罪条約、FATF

図1

1 広島県における犯罪対策

(1) 広島県の犯罪状況

この対策を我が国で先進的に実施したのが、私が警務部長として勤務していた広島県警察です。当時の広島県では、全国的にも取り上げられた暴走族の騒乱問題がきっかけとなって、県民と行政が協力して安全なまちをつくる新たな取組みが始められたのです。

平成12年頃の広島県では、街頭犯罪が急増するとともに暴走族による騒動が頻発し、県民の不安は最高潮に達していました。暴力団の威力を後ろ盾にした暴走族などの犯罪集団は、公道を占拠して集会をするだけでなく、ひったくり、自動車盗、強制わいせつなどの街頭犯罪を常習的に行うほか、集団で警察車両を公然と襲撃し破壊するなど無法の限りを尽くしていたのです。

なぜこのような状況になったのか。それは、犯罪の増加が進むと、警察力が、被害届の受理、初動捜査などの初期的対応だけで忙殺され、あるいは表面的な事案検挙にとどまらざるを得なくなり、より根本的な犯罪原因(広島県の場合は、暴走族を支配している暴力団)への対策が不十分になってしまったからなのです。いったんこのような状況になると、警察官の必死の努力にもかかわらず犯罪は増加し、更に警察力が消耗してしまうという悪循環に陥ってしまうのです(第2回(6月号)で示した、犯罪増加のメカニズムを参照)。

実は、これは広島県だけの特殊な事情ではないのです。平成14年にかけて刑法犯認知件数が激増したのは、同様のことが全国的に起こっていたことによるのです。

(2) 犯罪減少のための広島県のチャレンジ

広島県警察では、まず全面的な組織改正を断行することによって精強な警察官を犯罪の中心部である広島市の街頭犯罪、暴走族対策に集中的に投入することを可能にしました。これによって、街頭犯罪(その多くを少年犯罪が占めている)の総量を減らすことに成功し、更には、これらの犯罪の背後にある暴力団等の悪質な犯罪組織へと捜査を進めていくことが可能となったのです。

ここで注意しなければいけないのは、このような警察の努力によって犯罪が減少したとしても、それは一時的な効果にとどまるということです。暴走族やその「ケツ持ち」(暴走車両の後について警察活動などを妨害する役の4輪車両)である暴力団関係者を検挙すれば当面は犯罪が少なくなります。すぐにその後継者が現れます。犯罪の増加要因である社会変化がそのままだからです。たとえてみれば、生ゴミの山を放置しておいて蝇を追っているようなものです。

警察力の効率的利用による犯罪の一時的減少は、総合的、根源的対策をとるための前段措置でしかないのです。犯罪の増加原因となった社会環境への対策をとらなければ根源的対策とはいえません。

では、広島県で行われた犯罪対策とは、具体的にはどのようなものだったのでしょうか。

その柱は次の2点でした。

- ① 県民の主体的参加による多機関協働の犯罪対策
- ② 社会環境に対する犯罪対策

①の内容は、これまで犯罪対策に関心の低かった各種の行政機関（特に地方自治体）、事業者（企業）、住民と警察が協力して犯罪対策を実行することです。そのために、まず、広島県「減らそう犯罪」推進会議の設置がなされ、さらに、運動の核となる各種の連絡会議等を通じて犯罪情報の共有化を進め、対策の必要性、緊急性について県民の認識を深めることにより、「我々も立ち上がらなくては」という意識を広めたのです。同時に、警察などが保有している各種の犯罪関連情報をテレビ、ラジオの専門番組、インターネットを通じて詳しく広報しました。さらに、防犯活動を行おうとする積極的な住民団体に対して防犯活動用の資機材の配布、具体的な活動方法を教示する手引の配布などの支援を行っていきました。このようにして、県民による犯罪予防活動が活発化していったのです。

②は、状況的犯罪予防といわれるもので、具体的には、安全な駐車場・住宅とするための「防犯指針」の作成、防犯モデルマンション登録制度などが挙げられます。

これらの対策を実施するために、平成16年から県・市による「減らそう犯罪住民・行政・警察協働モデル事業」が開始されました。この事業は、まさに「失われたコミュニティ」（第2回（6月号）の冒頭の挿話を思い出してください）を官民の協働作業として復活させようとするものです。例えば、新興住宅地の多い広島市安佐南区では、住民による防犯パトロールの実施（近隣見守り）、一家一灯点灯運動（犯罪の起こりにくい環境づくり）、駐輪場の整理活動（割れ窓理論の実践）などの具体的な防犯活動を通じ、防犯に対する住民の主体意識・自治意識を高めていったのです。

このような県民運動の基盤となったのが「「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例」です。この条例は、平成15年1月に施行されましたが、平成14年の刑法犯認知件数約6万件を、向こう3年間で3割減らすことを目標に「犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくり」を目指して県民参加型の犯罪抑止運動を開始しようとするものでした。

このような対策の結果、平成17年には、県内の刑法犯認知件数が基準年の約6割にまで減少するという画期的な成果を上げることができたのです。コミュニティの強化、環境面への対策が犯罪予防につながるということが立証された初めての例でした。

ここまで読んできた皆さんはもう分かりますね。この広島県の試みは、英米での取組みを日本向けにアレンジし、導入したものです。この取組みとその成功によって、英米の対策が日本でも有効なことが分かったのです。そして、新しい犯罪対策の有効性が全国的なレベルで認識され、同様の施策を日本全国に広げようとする動きが広がります。

自由民主党の「治安強化に関する緊急提言（平成15年7月）」に始まり、犯罪対策閣僚会議の設置（同年9月）、そして「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（同年12月）」の策定へと、日本の犯罪対策は正に「コペルニクスの大変革」を遂げたのです。そしてこの新しい犯罪対策の急速な普及こそが、犯罪を大幅に減少させた主たる要因なのです。

（注）「聖域なき改革」 警察学論集第55巻11号を参照。

2 日本における総合的犯罪対策の進展

（1）日本における状況的犯罪予防

我が国における状況的犯罪予防の体系的な実践は、平成12年、警察庁と建設省が発表した「安全・安心まちづくり推進要綱」に始まります。これは、「道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準」と「共同住宅に係る防犯上の留意事項」からなり、防犯環境設計（CPTED）を取り入れたものでした。その後、平成15年には内閣、警察庁、国土交通省、文部科学省が協働して、「防犯まちづくり関係省庁協議会」を開催し、調査検討を重ねるなど、多機関協力の態勢もできてきました。

（2）犯罪に強い社会の実現のための行動計画の策定（平成15年12月）

このように、警察だけでなく政府としても状況的な犯罪予防対策を取り入れてきたのですが、これを総合的に進めようとしたのが、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」です。その特徴をみてみましょう。

まず、犯罪の予防を国の重大な課題として取り上げ、計画に従って、5年間という年限を決め、犯罪の増勢に歯止めをかけるという目標を明確にしました。

次に、計画の冒頭部分で「治安回復のための3つの視点」として挙げられたもののうち、①「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」は、民主主導の参加型犯罪予防を前提としてその支援を官側に求めたものですし、②「犯罪の生じにくい社会環境の整備」は、犯罪予防を社会環境から行おうとする正に状況的犯罪予防の立場です。③「水際対策を始めとした各種犯罪対策」については、各行政機関が犯罪対策を効果的に推進する上で、省庁の壁を越えた相互の円滑な連携と情報の有効活用を求めており、多機関連携型犯罪対策を進めようとするものです（図2参照）。

このように、この計画は、犯罪予防を目的とした新しい犯罪対策を我が国でも取り入れることを明確に宣言したもののなのです。

さらに、「5つの重点課題」として、具体的な問題を提起した上で、その解決策を提示していますが、たとえば第1の「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」では、

犯罪に強い社会の実現のための行動計画
(H15年12月・犯罪対策閣僚会議)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>

治安回復のための3つの視点

- ① 国民が自らの安全を確保するための活動の支援
～国民参加型の犯罪予防
- ② 犯罪の生じにくい社会環境の整備
～状況的犯罪予防、割れ窓理論
- ③ 水際対策を始めとした各種犯罪対策
～多機関の連携

図2

- ・地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現
- ・犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進
- ・犯罪被害者の保護

を挙げ、自主防犯活動支援、犯罪情報の提供、犯罪の起こりにくい公園・駐車場等の整備、防犯に配慮した住宅の普及、自動車盗難防止装置の普及、預金口座の不正利用防止、本人確認の徹底などの具体的な対策を列記しています。これらの多くは広島県でも実践された、状況的、住民参加型の犯罪予防であることに気がきますね。また、被害者の支援が犯罪対策の中で大きく取り上げられたのも画期的です。

これ以外の4つの課題は、少年犯罪、国際犯罪、組織犯罪、そして治安基盤整備になりますが、これらについても、取締りだけで対応しようとするのではなく、有害環境対策、少年サポートチーム設置、旅券偽造防止対策、マネーローンダリング対策、情報セキュリティ対策などの予防対策が重視されているのが特徴です。

(3) 行動計画のフォローアップ

行動計画の策定後、年2回の閣僚会議で対策の効果測定が行われ、対策の進化が図られています。単なる作りっぱなしではない、継続性ある対策の展開を可能にしたわけです。平成16年5月に取りまとめられた「歌舞伎町刷新プラン」は、犯罪防止を都市の再生という枠組みで実行しようとするもので、正に、状況的（都市防犯設計）、多機関連携的な発想といえます。これ以外にも、「オレオレ詐欺」対策として、他人・架空名義の預金口座や携帯電話悪用を防止するための法律を策定したり（いわゆる携帯電話不正利用防止法）、テロ防止のため外国人入国者から指紋情報を取得する制度を導入したのも「犯罪の起こりにく

い制度導入により犯罪を予防できる社会環境とする」という考え方の表れです。

平成17年には、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」が決定され、都市環境と犯罪対策の融合が図られることとなりました。ここでは、住民参加型で安全な都市を再生するためのモデル事業の開始、地域安心安全情報ネットワーク・防犯ボランティアネットワークの構築、住宅の防犯性能表示、コンビニ等による地域安全運動などが決定され、全国展開されています。皆さんの都道府県の状況はいかがでしょうか。

(4) 安全・安心なまちづくりと生活安全条例

ここで、いわゆる生活安全条例について触れましょう。日本では、今述べた犯罪予防のための政府計画があり、内閣を中心にして総合的に対策を実行していますが、英国のような犯罪予防対策のための法律（crime and disorder act：1998）はありません。その代わりに制定が進んでいるのが、いわゆる生活安全条例で、今や大部分の都道府県で制定されています。その内容は、

- ・安全なまちづくりに対する自治体、住民、事業者の責務を明示し、推進体制の整備を定める
- ・犯罪の防止に配慮した公園、道路、駐車場、住宅、店舗の基準を示すとともにその普及を義務付ける

といった状況的、多機関連携型犯罪対策を定めるほか、

- ・児童の安全確保措置

を定めるものも多く、また、

- ・犯罪の防止のための規制として、鉄パイプ等を使用する犯罪の防止規定を置く（大阪府）、暴走族対策規定を置く（広島市）

例などもあります。

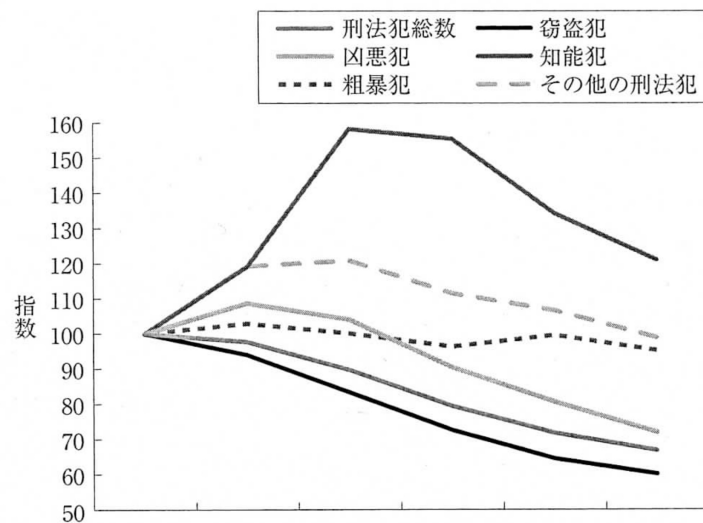
犯罪の発生状況は地方によって異なるわけですから、その地方に合った対策を選択・決定し、住民主体で実行することの意義は高いといえましょう。

このような条例を制定することにより、

- ・コミュニティと行政の責任が明確になり、参加型犯罪予防、多機関連携型犯罪対策の実行が容易になる
- ・具体的な対策を例示することで、コミュニティや国民自らの手による状況的犯罪予防が可能になる

というメリットがあるのです。

今後は、最近増加している防犯カメラなど民間の保有するさまざまな情報の適正利用のための具体的基準などを規定し、犯罪予防とプライバシー保護（いわば安全と自由）の関係を明確にしていけることも重要でしょう。



	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
刑法犯総数 (件)	2,853,739	100	2,790,136	97.8	2,562,767	89.8	2,269,293	79.5	2,050,850	71.9	1,908,836	66.9
凶悪犯	12,567	100	13,658	108.7	13,064	104.0	11,360	90.4	10,124	80.6	9,051	72.0
粗暴犯	76,573	100	78,759	102.9	76,616	100.1	73,772	96.3	76,303	99.6	72,908	95.2
窃盗犯	2,377,488	100	2,235,844	94.0	1,981,574	83.3	1,725,072	72.6	1,534,528	64.5	1,429,956	60.1
知能犯	62,751	100	74,754	119.1	99,258	158.2	97,500	155.4	84,271	134.3	75,999	121.1
その他の刑法犯	324,360	100	387,121	119.3	392,255	120.9	361,589	111.5	345,624	106.6	320,922	98.9

※指数は平成14年を100とする。

図 3

(5) 対策の効果

以上のように、新しい犯罪対策が全国的に実施された結果、刑法犯の認知件数は300万件目前という状況(平成14年)から、平成19年には200万件を割り込むまでに減少しました(図3参照)。これらは、状況的犯罪予防、参加型犯罪予防の進展によって街頭犯罪と侵入犯罪が急減したことによります(なお、ここでは触れませんが、全国で2万人以上の警察官増員が実行されたことも、街頭犯罪の検挙による抑止という点で、犯罪増加傾向をストップする大きな力になったはずです)。しかしながら、一方では振り込め詐欺のように効果のみえないものもあります。次回は、犯罪対策全体について総合的に検討してみましょう。

〈参考図書〉

- ・特集「安全・安心なまちづくりの今後の展開」 警察学論集第58巻12号
- ・犯罪予防論の動向 警察学論集第59巻6号：原田豊

(たなか・のりまさ)